

ALSOKぐんま総合スポーツセンター

利 用 案 内



公益財団法人群馬県スポーツ協会

＜問い合わせ先＞

ALSOKぐんまアリーナ受付事務所

電 話 027-234-1200

F A X 027-234-1215

令和7年4月1日適用

目 次

	ページ
1 共 通 事 項	1
2 専 用 使 用	3
3 コ ー ト 使 用	4
4 個 人 使 用	5
5 宿 泊 室 使 用	6
6 使 用 料 の 減 免	7
駐 車 場 配 置 図	9

1 共通事項

1 当施設について

この施設は、群馬県民の体力の増進、競技力の向上及びスポーツの普及振興を図ることを目的として群馬県が設置した公共施設であり、公益財団法人群馬県スポーツ協会が県から委託を受けて管理しているものです。したがって、利用に関する各種の規定は、県の条例や規則で定められています。

2 開館時間

開館時間は、**9時00分から21時00分**までです。

3 営業時間

各事務所営業時間は、**8時45分から21時00分**までです。

群馬県施設予約システムからの施設予約は**24時間**可能です。

個人券販売、施設利用入金窓口及び電話予約（宿泊棟・アイスアリーナのみ）

の受付時間は、**8時45分から20時00分**までです。

4 休館日

休館日は原則、**月曜日及び年末年始**（12月29日～1月3日まで）となります。

祝日などにより変更となる場合がありますので、詳細は群馬県スポーツ協会のホームページよりご確認ください。

5 使用区分

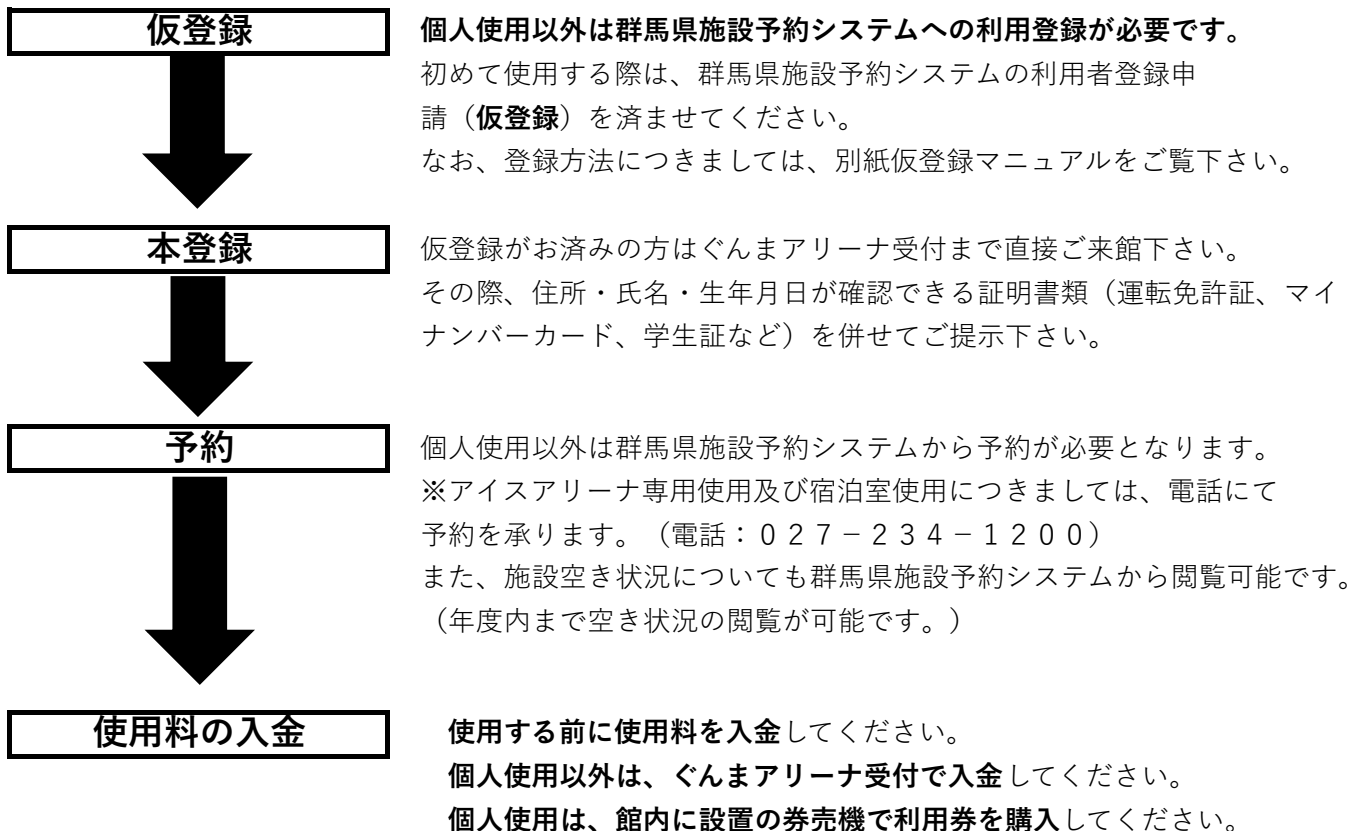
施設の使用区分として、**専用使用、コート使用、個人使用**の3区分があります。

使用区分により、使用単位時間や予約受付期間、使用料などが異なります。

詳細については、**3ページ以降**をご覧ください。

6 利用手続きの流れ

利用手続きの流れは次のとおりです。



7 使用料の減免

利用の形態によっては、使用料の減免が可能となります。

詳しくは7ページをご覧ください。

8 無料開放

次のとおり、各施設の無料開放を行っております。

※大会等により利用できない場合もありますので詳細は群馬県施設予約システムのお知らせ欄又は電話にてご確認ください。

○ 毎月10日

ぐんまアリーナ、ぐんま武道館、弓道場、テニスコート、本館、サブアリーナ、アーチェリー場が対象。

※アイスアリーナ、宿泊室、各施設会議室・研修室・多目的室は対象外。

○ 10月最初の開館日

アイスアリーナが対象。

※滑走料のみ。貸靴等は有料。その他施設は対象外。

○ 10月から3月までの毎月第2・第4土曜日

アイスアリーナ利用の県内居住中学生以下が対象。

※滑走料のみ。貸靴等は有料。その他施設は対象外。

○ 10月28日（群馬県民の日）

ぐんまアリーナ、ぐんま武道館、弓道場、テニスコート、本館、サブアリーナ、アーチェリー場、アイスアリーナが対象。

※宿泊室、各施設会議室・研修室・多目的室は対象外。

アイスアリーナは滑走料のみ。貸靴等は有料。

予約制ではなく、2時間区分おき（アイスアリーナ、トレーニングルーム除く）による先着順となります。利用者同士お互いに譲り合いながらの利用をお願いします。

なお、大会・イベント等が開催される場合ややむを得ない事情により、一部もしくは全ての施設が使用できない場合や無料開放を中止とする場合もありますので、予め確認してからご来館ください。

9 利用上の注意

○ 施設を使用しないことになった場合は、必ず予約取消手続きを行ってください。

取消可能期限、取消方法が各使用区分により異なります。

なお、所定の期限までに予約取消が行われない場合には、使用をしない場合でも使用料が発生しますので、ご注意ください。

・専用使用・・・期限：休館日を含む使用日の10日前まで 方法：電話

・コート使用・・・期限：使用時間前まで 方法：群馬県施設予約システム

○ 予約取消を前提とした予約の乱用、専用使用をコート使用に切り替える、他の利用者に予約を譲渡するなどの行為は、他の利用者の予約を不当に妨げることとなりますので、厳禁となります。

○ 館内は土足禁止の場所もあります。館内表示に従い上履き・下履きの区別を守ってください。

○ 看板やポスターを掲示したり、物品を販売する場合には事前の許可が必要となります。

○ 飲食や喫煙は所定の場所で行うようお願いします。

○ 敷地内美化のため、ゴミ箱を撤去しております。ゴミは必ずお持ち帰りください。

大会等で排出量が多い場合は、主催者の方で清掃業者や弁当業者に回収を依頼してください。

○ 施設、設備、備品類を損傷・紛失等した場合には弁償していただきます。

○ 当敷地内における事故・怪我・盗難等には責任を負えませんので十分注意して利用してください。

○ 車は所定の駐車場（9ページ配置図のとおり）に駐車し、路上駐車はしないでください。

2 専用使用

- ◇ 主に多人数で長時間使用する大会や練習会を想定した区分となります。
- ◇ 使用時間は1時間単位です。
- ◇ 使用料は利用者の人数に関係しません。
- ※ アーチェリー場の専用使用については、アーチェリー場の利用案内もご覧ください。

基本的事項

- 対象施設と使用料は、料金表（10～11ページ）のとおりです。
- 使用時間は次の区分となります。
 - ① 9:00～10:00 ② 10:00～11:00 ③ 11:00～12:00
 - ④ 12:00～13:00 ⑤ 13:00～14:00 ⑥ 14:00～15:00
 - ⑦ 15:00～16:00 ⑧ 16:00～17:00 ⑨ 17:00～18:00
 - ⑩ 18:00～19:00 ⑪ 19:00～20:00 ⑫ 20:00～21:00

予約

- 予約受付期間は、使用日の3か月前から10日前までです。
- ※ 使用日の3か月前が休館日の場合、**翌日が予約受付可能日**になります。
- 使用日の10日前が休館日の場合、**前日が予約受付可能日**になります。
- 群馬県施設予約システムにて予約をしてください。
- 弓道場近射場は、利用者数が20人以上でないと予約できません。
- アイスアリーナの予約については電話にてご相談下さい。
- （電話：027-234-1200）

入金

- 使用料は必ず使用前に入金してください。
- （使用当日でも可。ただし入場料を徴収する場合は、使用日の10日前までに入金すること。）
- テニスコートとふれあいグラウンドは、天候により使用できない場合がありますので、使用当日に使用料を入金してください。
- ぐんまアリーナ受付に**利用当日20:00まで**に必ず使用料を入金してください。
- 入金後、予約機から使用承認通知書（領収証）が発行されますので、使用終了時まで保管してください。
- **特別な場合を除き入金された使用料は原則として返還できませんので、ご了承ください。**

使用

- アーチェリー場用の夜間照明券は、使用料とは別に券売機で購入してください。
- テニスコートの夜間照明使用料は、アリーナ入金窓口で納入いただきます。
- 準備と後片付けは、予約した時間内で済ませてください。

3 コート使用

- ◇ 主にバドミントンやテニス、卓球のようなコート競技で、少人数で短時間使用する場合を想定した区分となります。
- ◇ 使用時間は1時間単位です。
- ◇ 使用料は利用者の人数に関係しません。

基本的事項

- 対象施設と使用料は、料金表（12ページ）のとおりです。
- 使用時間は次の区分となります。
 - ① 9:00～10:00 ② 10:00～11:00 ③ 11:00～12:00
 - ④ 12:00～13:00 ⑤ 13:00～14:00 ⑥ 14:00～15:00
 - ⑦ 15:00～16:00 ⑧ 16:00～17:00 ⑨ 17:00～18:00
 - ⑩ 18:00～19:00 ⑪ 19:00～20:00 ⑫ 20:00～21:00

予約

- 予約受付期間は、使用日の1か月前から使用当日利用時間前までです。
- ※ 使用日の1か月前が休館日の場合、**翌日が予約受付可能日**になります。
- 群馬県施設予約システムにて予約をしてください。

入金

- 使用料は必ず使用前に入金してください。（使用当日でも可。）
 - テニスコートは、天候により使用できない場合がありますので、使用当日に使用料を入金してください。
- ぐんまアリーナ受付に**利用当日20:00まで**に必ず使用料を入金してください。
- 入金後、予約機から使用承認通知書（領収証）が発行されますので、使用終了時まで保管してください。
- **特別な場合を除き、入金された使用料は原則として返還できませんので、ご了承ください。**

使用

- テニスコートの夜間照明使用料は、アリーナ入金窓口で納入いただきます。
- 準備と後片付けは、予約した時間内で済ませてください。

4 個人使用

- ◇ トレーニング室やスケートリンクのように不特定多数の人が同時に使用できるスポーツ施設が対象です。
- ◇ 予約はできません。使用希望日に直接来館してください。
- ◇ 使用時間はアイスアリーナを除き2時間単位です。
- ◇ 使用料は1人あたりの金額となります。
- ※ アーチェリー場の使用については、アーチェリー場の利用案内もご覧ください。

基本的事項

- 対象施設と使用料は、料金表（13ページ）のとおりです。
 - アイスアリーナの開館期間は、休館日を除く10月1日から翌年の3月31日までです。
 - 使用時間は次の6区分となります。
 - ① 9：00～11：00 ② 11：00～13：00 ③ 13：00～15：00
 - ④ 15：00～17：00 ⑤ 17：00～19：00 ⑥ 19：00～21：00
- ただし、アイスアリーナは1回の入場で一日券として（専用使用予約が入っている場合には、その使用開始時刻15分前まで）使用できます。
- 中学生以下の方がトレーニング室を使用する場合は、保護者または指導者の同伴が必要です。未就学児の利用はご遠慮ください。
 - 対象施設が専用使用されている場合には、個人使用はできません。施設空き状況については群馬県施設予約システムから閲覧可能です。（年度内まで空き状況の閲覧が可能です。）

利用券 購入

- 券売機で利用券を購入してください。
 - ・ トレーニング室、特殊種目場 → サブアリーナ券売機
 - ・ 弓道場 → 弓道場券売機
 - ・ アーチェリー場 → アーチェリー場券売機
 - ・ アイスアリーナ → アイスアリーナ券売機
- 利用券は**20：00までにお買い求めください。（20：00以降はご購入いただけません。）**
- 利用券は、次の区分に分かれています。
 - 一般、高校生以下、高齢者（65歳以上）、障がい者一般、障がい者高校生以下
- 購入にあたっては、画面表示をよくご確認のうえ購入してください。
- 障がい者の場合は、介護者1人まで障がい者用の利用券で使用できます。
- 大会等の専用使用がない場合に限り、ぐんまアリーナ・サブアリーナ屋内をジョギングで使用することができます。その際には、トレーニング室用の利用券を購入してください。
- アイスアリーナでスケート靴を借りる場合は、利用券とは別に貸靴券を貸靴用券売機で購入し、貸靴コーナー係員に提示してください。
- アーチェリー場の夜間照明券は、使用料とは別に券売機で購入してください。

使用

- 購入した利用券を所定の回収所もしくは施設係員へご提出ください。
- 準備と後片付けは、時間内で済ませてください。

5 宿泊室使用

- ◇ 宿泊棟にある宿泊室を使用する区分となります。
- ◇ 使用料は1人あたりの金額となります。

基本的事項

- 宿泊室の予約は、1団体につき8人以上から受け付けます。
- 原則、宿泊できるのは小学3年生以上からとします。
- 原則、県有スポーツ施設を利用する団体が対象となります。一般の宿泊は受け入れません。
- 使用料は、宿泊代、シーツ代で構成されています。
それぞれの金額は、料金表（14ページ）のとおりとなります。
- 食事の注文はできません。素泊まりのみとなるため、宿泊者本人でご用意ください。

予約

- 予約は、原則宿泊希望日の3か月前から前月15日まで受け付けます。
- 予約はぐんまアリーナ受付事務所にお越しいただくか、電話で予約してください。
（電話：027-234-1200）
予約の際には、宿泊者数の内訳をお知らせください。
内訳は、一般男子、一般女子、高校生以下男子、高校生以下女子の4区分となります。
- 連泊する場合は、1枚のシーツを複数回使用していただいても結構です。
この場合のシーツ代は1枚分となります。
- 宿泊の当日と翌日の宿泊日程表（様式1）、宿泊申込書（様式2）を宿泊の10日前までに提出してください。
用紙は、群馬県スポーツ協会ホームページの総合スポーツセンターよりダウンロードできます。また、ぐんまアリーナ受付にもございます。
- 期日までに上記様式1・2の提出がない場合は、予約を取り消しさせていただくことがあります。

入金

- ぐんまアリーナ受付へ来館し、使用料をお支払いください。
- 使用料は宿泊前に入金してください。（宿泊当日でも可）

使用

- 宿泊当日に使用承認通知書を宿泊棟の係員に提示してください。

6 使用料の減免

下記のいずれかに該当する場合は、使用料の減免が可能となります。

なお減免措置は、特例的な措置であることから、厳正に運用する必要があります。

このため、その要件や必要書類が群馬県条例や規則で細かく定められております。

ご提出はぐんまアリーナ受付に持参していただくか、郵送またはメール(sisetu@gunma-sports.or.jp)でお願いします。（用紙は事務所またはホームページにあります。）

1 県が主催し、又は共催する事業で使用するとき

- 専用使用が対象です。
- 標準料金の30%が減免されます。
- 県が主催、共催していることが確認できる資料（開催要項、プログラムなど）を添付してください。

2 主たる参加者が県内に居住する高校生以下の方であるとき

- 専用使用が対象です。
- 標準料金の50%が減免されます。
- 「主たる参加者」とは、「参加者のうち中心的な役割を担う参加者」を意味します。
したがって、県内選手の強化を目的として他県選手を招く事業は該当しますが、輪番制で主管する関東大会や全国大会等は該当しません。また、高校生以下ではない方が含まれる場合は、高校生以下の方が全体の半数以上であることが必要です。
- 主たる参加者が県内に居住する高校生以下の方であることが確認できる資料（大会要項、プログラム、参加者名簿等）を必ず添付してください。

3 県内に居住する高校生以下の方及びその在学する学校の引率者が、教育活動として使用するとき

- コート使用が対象です。
- 標準料金の50%が減免されます。
- 主に学校の部活動を想定しています。
- 「学校」には、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含みます。
- 高等学校体育連盟や中学校体育連盟の活動は対象になりません。
- 申請者名は、学校長又は顧問の教職員としてください。

4 県内に居住する中学生以下の方が毎月第2土曜日と第4土曜日にアイスアリーナを使用するとき

- 個人使用が対象です。
- 個人使用料金の全額が減免されます。 ※貸靴は対象外
- 個人で入場する場合は、係員が配布する「県施設無料利用券」に、団体で入場する場合は「県有施設無料利用券児童生徒名簿」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

5 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を交付された方が使用するとき

- 専用使用、コート使用、個人使用が対象です。
ただし、ミーティングルーム、会議室、研修室、多目的室及び付属設備は対象外です。
- 標準料金の50%が減免されます。
- 手帳の交付を受けている方1人につき、その介護者も1人に限り減免対象となります。
- 専用使用またはコート使用で、参加者の中に減免対象者以外の方が含まれている場合は、減免対象者の人数が全体の2/3以上であることが必要です。
その際、手帳の種類・交付番号を記載した利用者名簿を添付してください。
(様式は自由、人数が少ない場合は減免申請書の余白に記載しても結構です。)
- 個人使用の場合は、券売機で障がい者用の利用券を購入してください。

6 65歳以上の方が使用するとき

- 専用使用、コート使用、個人使用が対象です。
ただし、ミーティングルーム、会議室、研修室、多目的室及び付属設備は対象外です。
- 標準料金の50%が減免されます。
- 専用使用またはコート使用で、参加者の中に65歳未満の方が含まれている場合は、65歳以上の方の人数が全体の2/3以上であることが必要です。
その際、年齢が記載されている利用者名簿を添付してください。
(様式は自由、人数が少ない場合は減免申請書の余白に記載しても結構です。)
- 個人使用の場合は、券売機で高齢者用の利用券を購入してください。

各駐車場の収容能力

